

税 理 士 法 人 和  
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和  
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F  
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

April, 2017

なごみ便り

www.101dog.co.jp

4月に入り、すっかり暖かく春らしい季節となりました。今回は、平成29年3月31日をもって廃止された「生産性向上設備投資促進税制」にかわって、創設された「中小企業経営強化税制」の内容をご紹介します。

## 中小企業経営強化税制とは？

### 1. 制度概要

青色申告書を提出する中小企業者等((注)1)で中小企業等経営強化法の【経営力向上計画の認定】(下記2.参照)を受けたものが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、【特定経営力向上設備等】(下記3.参照)の取得等をして、国内にある指定事業の用に供した場合には、**即時償却又は税額控除の適用を受けることができます。**

廃止された生産性向上設備投資促進税制と大きく異なる点は、経営力向上計画の認定を受けなければ適用できないことです。計画の認定は、原則、設備の取得前に受ける必要があるため、注意が必要です。(取得後の申請でも取得事業年度内かつ60日以内に認定を受ければ適用を受けることができます。)

((注)1) 中小企業者等

- ・従業員1,000人以下の個人事業主
- ・事業供用日において資本金額または出資金額が1億円以下の法人 他(一定の要件を除きます)

### 2. 経営力向上計画の認定

経営力向上計画とは、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により自社の経営力を向上させるために実施する事業計画のことです。経営力向上計画には、

- ・現状認識
- ・経営力向上の目標、内容
- ・経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ・経営力向上設備等の種類等

を記載し、各地方の経済産業局に提出し、各大臣の認定を受けなければなりません。

### 3. 特定経営力向上設備等

中小企業経営強化税制の対象となる設備については、以下のようになり、以前の「生産性向上設備投資促進税制」と比べ、対象設備、指定事業の範囲が広がっています。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	・経営強化法の認定 ・生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備 (工業会等が発行する証明書が必要) ・販売開始から10年以内のもの ・中古資産でないこと等	・経営強化法の認定 ・投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 (経済産業局の確認書が必要) ・中古資産でないこと等
対象設備	・機械・装置(160万円以上) ・測定工具及び検査工具(30万円以上) ・器具・備品(30万円以上) ・建物附属設備(60万円以上) ・ソフトウェア(70万円以上)	機械・装置(160万円以上) 工具(30万円以上) 器具備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上) ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業者	中小企業投資促進税制の対象事業及び商業・サービス業・農業活性化税制の対象事業	

また、事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象となり、事務用器具備品や本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外になります。

#### 4. 税制措置

即時償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下若しくは個人事業主は10%)を選択できます。  
ただし、税額控除については法人税額の20%が限度となります。

#### 5. 固定資産税軽減措置

即時償却又は税額控除の他にも、中小企業者等が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合には3年間固定資産税を1/2に軽減する制度があります。この適用を受ける対象設備は、上記の【機械・装置】のみです。

また、計画の認定を受けた後はその年の翌年1月1日が賦課期日となりますので、1月末日までに償却資産の申告書を提出し、その申告した年の4月から始まる年度より3年間固定資産税が軽減されます。

機械及び装置を取得した年の、年末までに経営力向上計画の認定を受けなければ、軽減措置を受けることができる年度が2年間に減ってしまうので、取得の予定がある方は早めに申請をすることが良いでしょう。

中小企業等経営強化法における経営力向上計画は平成29年4月1日以後の取得分より新様式での受付を開始しています。新しい設備の購入をご検討されている方は購入前に申請が必要となるため、手続きを急いでいただいた方が良いでしょう。また、他にも上記以外にも支援措置がありますので、是非、ご相談ください。

(文章担当:南野・大谷)

### ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. 1～10番まである駐車場に車を止められないのは何番？

先月のQ. ボンドではくっつくのに接着剤じゃくっつかないのはなんだ？

先月の答え: くちびる(「ボンド」、「接着剤」と声に出して言うみてください)